

社会福祉法人 京丹波町社会福祉協議会
役員及び評議員・委員の報酬及び費用弁償に関する規程

(目 的)

第1条 この規程は、本会役員及び評議員の報酬及び費用弁償並びに委員の費用弁償について定め、その公正をはかる。

(役 員)

第2条 役員及び評議員・委員とは、次の各号に該当するものとする。

- (1) 会長理事
- (2) 副会長理事
- (3) その他の理事
- (4) 監事
- (5) 評議員
- (6) ボランティアバンク運営委員会、福祉資金貸付委員会、心配ごと相談所運営委員会、共同募金配分検討委員会、理事・監事推薦委員会の委員、評議員選任・解任委員会の委員

(報 酬 額)

第3条 報酬額は、各役職に応じ、次のとおりとする。

- (1) 会長理事 80,000円/月
- (2) 副会長理事 100,000円/年
- (3) その他の理事 20,000円/年
- (4) 監事 30,000円/年

ただし、(3)、(4)の報酬額は上限額とし、理事会・評議員会の出席回数に応じた金額を支給する。

(費用弁償)

第4条 第2条第4号から第6号に該当する者が、その職務として本会が開催する会議に出席した場合、費用弁償として日額2,000円を支給する。

2 その他の公務のため町外に旅行したときは、費用弁償を支給せず旅費実費のみ支給する。

(宿泊料)

第5条 役員及び評議員・委員の泊付き出張については、職員旅費規定を準用する。

(その他)

第6条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規程は、平成17年10月11日より施行する。

平成18年 2月16日改訂実施

平成21年 3月24日改訂実施

平成25年 3月24日改訂実施

平成29年 6月13日改訂実施